

日本運動器リハビリテーション学会会則

本文

第1章 総則

- 第1条 名称
本会は日本運動器リハビリテーション学会（Japanese Society for Musculoskeletal Rehabilitation）と称する。
- 第2条 目的
本会は運動器リハビリテーションに関する研究、および関係分野との交流の促進を図り、運動器リハビリテーションの進歩普及に貢献し、もって国民の医療、保健、福祉の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 事業
本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1）学術集会及び教育研修会の開催。
2）会誌、図書等の刊行。
3）内外の学術団体との連絡及び提携。
4）運動器リハビリテーション認定医の認定。
5）その他前条の目的を達成するのに必要な事業。
- 第4条 会則の改正
本会則の本文の改正には評議員会で出席者の3分の2以上の同意を得て総会の承認を得るものとする。付則の改正には評議員会で出席者の過半数の同意を要するものとする。
- 第5条 事務局
1）事務局は会計、会員の連絡、会誌の発行、その他学会の運営上の庶務を担当する。
2）事務局費は本会の会計費より拠出する。

第2章 会員

- 第6条 会員の構成
本会の会員は、1）正会員、2）賛助会員、3）名誉会員、4）特別会員、5）学生会員よりなる。
- 第7条 正会員
正会員は本会の趣旨に賛同する医師、関連分野の研究者または医療に関連

する国家資格を有する者で評議員会で入会を認められ会費を納入する者とする。

第 8 条 賛助会員

賛助会員は、本会の目的に賛同し、これを援助する個人または団体が評議員会で入会を認められ会費を納入する者とする。

第 9 条 名誉会員および特別会員

名誉会員および特別会員は理事会で推薦され、評議員会および総会で承認された者とする。名誉会員および特別会員は会費を要しない。

第 10 条 学生会員

- 1) 学生会員は関連分野の大学、大学院または研究施設に在籍する学生で、評議員会で入会が認められ会費を納入するものとする。
- 2) 学生会員として入会を希望するものは正会員の推薦状を添えて入会を申し込むものとする。

付則) 各種会員の認定については付則 1 に定める。

第 11 条 退会

- 1) 自由意志で退会するものは事務局に申告し、理事会で承認を受ける。
- 2) 会費滞納 3 年に及ぶものは退会とする。既納会費は還付しない。

第 12 条 除名

本学会の目的に反する行為があった者または本会の名誉を汚す行為があった者は評議員会の議決によって除名することができる。

第 3 章 役員および会議

第 13 条 総会

賛助会員を除く全ての会員より構成される総会をもって最高決定機関とする。

付則) 総会の成立条件については付則 2 に定める。

第 14 条 評議員会

評議員会は正会員の中から選出された評議員により構成され、本学会の議決機関とする。

第 15 条 理事会

- 1) 理事会は学会運営に対する基本方針を審議・立案しその業務の遂行に責任を持つ。
- 2) 理事会を構成する理事は前会長、会長、次期会長、次次期会長および事務責任者と、評議員会で選出された理事若干名とする。
- 3) 理事の任期は 3 年とし、再任は妨げない。

第16条 理事長

- 1) 理事長は本会の業務を総括し本会を代表する。
- 2) 理事長は理事の間で互選し、評議員会および総会の承認を得る。
- 3) 任期は3年とし、再任は妨げない。連続2期を越えることはできない。

第17条 評議員会議長

- 1) 評議員会議長は開催ごとに評議員会で選出する。
- 2) 理事長と評議員会議長は、兼務できないものとする。

第18条 会長・副会長・会長予定者

- 1) 会長は年1回の学術集会を主催し、総会の議長を務める。
- 2) 会長の任期は前期学術集会終了の翌日より、学術集会終了の日までとする。
- 3) 副会長は次年度会長予定者とし、会長を補佐する。会長が業務を遂行することができない場合には、その業務を代行する。
- 4) 会長予定者は理事会で推薦され評議員会および総会で承認される。

第19条 監事

- 1) 監事は本会の会計および会務の監査を行う。
- 2) 監事は理事会で推薦され評議員会および総会の承認を必要とする。

付則) 評議員、役員を選出方法・任期は付則3に定める。

第20条 委員会

学会業務を分担し、円滑にこれを運営するため、理事長は、理事会および評議員会の承認を得て、委員会を置くことができる。

付則) 委員の指名・委嘱方法、任期および業務の細目は付則4に定める。

第21条 会議の開催・招集

- 1) 定例の理事会、総会、評議員会はそれぞれ年1回以上開催する。
- 2) 理事長は必要と判断した場合には理事会あるいは評議員会を招集できる。
- 3) 評議員の3分の1以上の請求があった場合、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第4章 会計

第22条 会計費

会員の会費、その他をもって会計費にあてる。

付則) 各種会員の年会費は付則5に定める。

第23条 会計年度

本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第24条 収支決算・予算

- 1) 会計費の管理は事務局が行う。

- 2) 事務局代表者は決算および予算を毎年、理事会、評議員会および総会に報告し、承認を得なければならない。
- 3) 会計決算は本会が定めた監事の監査を受けなければならない。

.付則

第5章 付則

付則1 . 各種会員の認定について

1) 医師以外の正会員

運動器リハビリテーションに関連する分野の研究者、医療専門職の国家資格を有する者、または運動器リハビリテーションと関係の深い分野で博士号または修士号を有するか、またはそれらに匹敵する研究業績のある者とする。

役員または評議員の推薦を要する。

入会審査は理事会で行い、評議員会に報告する。

2) 名誉会員

名誉会員は65歳以上の本学会員で理事、評議員を経験したもの、および本学会に特別な貢献をなしたもののの中から理事会で推薦され、評議員会および総会で承認されたものとする。

理事、評議員は名誉会員の候補者を、理由を付して理事長に推薦することが出来る。

名誉会員は評議員会および総会に出席して意見を述べる事ができる。

名誉会員の任期は終身とする。

名誉会員には名誉会員証を贈呈する。

3) 特別会員

特別会員は65歳以上の本学会員で本学会の運営に多大な寄与をなしかつ当該年度の4月1日現在5年以上の会員歴を持つものの中から、理事会で推薦され、評議員会および総会で承認されたものとする。

理事、評議員は特別会員の候補者を、理由を付して理事長に推薦することが出来る。

特別会員の任期は終身とする。

特別会員には特別会員証を贈呈する。

付則2 . 総会の成立条件

- 1) 総会の成立には賛助会員をのぞく会員数の10分の1以上の出席者を必要とする。
- 2) 適切な書式の委任状をもって出席者とみなす。

付則 3 . 評議員、役員を選出方法・任期

1) 評議員

新評議員は2名以上の役員または評議員が理事会に推薦し、評議員会の議決を経て決定する。

任期は3年とし、再任は妨げない。

選出（再任も含む）は3年毎に全評議員について行う。

候補者の選出には地域、分野、出身大学、学会への貢献度を考慮する。

補欠、増員の場合はその間の年度に選出できるが、その場合の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

年齢は選任時満70歳未満であること。任期中に70歳を越えても任期満了まではその職務を行う。

2) 役員

会長および副会長は本学会の評議員の中から選出する。

会長は次々期会長候補者を理事会に推薦する。

新理事は理事会または評議員会で推薦され、評議員会で決定する。

理事会には臨床医会、勤務医会、理工学系を代表する理事をおく。

監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

付則 4 . 委員会委員の指名・委嘱方法、任期および業務の細目

1) 委員は理事長が委嘱する。

2) 委員の任期は3年とし再任を妨げない。原則として連続2期を越えることは出来ない。

3) 委員長は委員の互選で選出され、理事長が委嘱する。

4) 委員長は理事会に報告書を提出する。

5) 委員長は委員会委員の任期が終了した場合、理事会に後任委員候補者を推薦する。

付則 5 . 各種会員の年会費

1) 正会員の年会費は10,000円とする。賛助会員の年会費は100,000円、学生会員の年会費は3,000円とする。

付則 6 . 編集委員会規定

1) 委員は若干名とする。事務局担当者を含むものとする。

2) 委員会は学会誌の編集、学会奨励賞候補論文の選考をおこなう。

3) 会長は投稿論文の査読のため若干名の査読委員を委嘱できる。

4) 査読者には謝礼を支払う。

5) 委員、査読委員の任期は3年とし、再任を妨げない。連続2期を越えることは出来ない。

付則 7 . 学会奨励賞選考に関する申し合わせ

- 1) 会長は学会奨励賞選考のために委員会を組織する。
- 2) 選考委員会は会長を委員長とし、副会長、前会長、編集委員長ならびに理事若干名をもって構成する。
- 3) 編集委員会が予備選考を行う。
- 4) 選考委員会は受賞候補者を選び、会長に推薦する。
- 5) 選考委員会の選考過程は非公開とする。
- 6) 選考委員の氏名は学会誌に掲載する。

付則 8 . 学術集会の演者および機関誌の論文著者

- 1) 原則として会員資格を必要とする。
- 2) 学会演者または論文著者が正会員と同一施設の専門職であり、該当正会員がその内容を学会長または理事長に保証する場合には正会員と同等に扱う。

付則 9 . 事務局

- 1) 事務局は当分の間、自治医科大学整形外科学教室（〒329-0498 栃木県下野市薬師寺 3311-1）におく。

付則 10 . 会則の実施

- 1) 本会則は 2005 年 7 月 18 日より発効する。